

電気需給契約書

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力の需給に関し、次のとおり需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲が使用する電気を需要に応じ供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）

第2条 契約金額（単価）は、別紙 No. 1－1 から No. 1－5 「契約電力及び予定使用電力量表」のとおりとする。（ただし、別紙 No. 1－1 から No. 1－5 の各金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 消費税及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する額である。

3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上に改定する。

（需要場所及び契約期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び契約期間は、次のとおりである。

場所	上三川町多功 1159	県央浄化センター
	上三川町多功 196－3	東第 1 ポンプ場
	下野市祇園 5－32－2	南第 1 ポンプ場
	下野市烏ヶ森 2－3－1	南第 2 ポンプ場
	上三川町多功 1159	消化ガス発電設備
期間	自 令和 8（2026）年 10 月 1 日 0:00	
	至 令和 9（2027）年 9 月 30 日 24:00	

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 80 条第 1 項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(託送供給契約により生ずる債務の負担)

第7条 乙が一般送配電事業者と締結する託送供給等約款によって電気の供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、乙が負担するものとする。

(契約電力)

第8条 500kW以上の施設において契約電力を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上変更する。なお、500kW未満の施設については、第3項と第4項を適用する。

2 500kW以上の施設において、甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲及び乙が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められた時は、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

3 500kW未満の施設にあつては、各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

4 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲及び乙が協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第9条 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が定める日とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲が指定する職員の検査を受けなければならない。

2 計量期間は、前月の計量日の0時から当月の計量日前日の24時までとする。

(電気料金の算定)

第10条 乙は、原則として前条第1項に定めた検査終了後、電気料金の支払いを請求書により請求することができる。その際の料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

2 前項の電気料金は、(1)から(4)の合計金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

(1) 基本料金 契約電力に第2条第1項に定める基本料金単価を乗じた後、実測力率に基づく割引または割増を行って得た金額。ただし、当該月に電力を全く使用しなかった場合は、次の算式により算定される金額とする。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{電力基本料金単価} \times 0.5$$

(2) 電力量料金 本条に定める料金の算定期間の使用電力量に第2条第1項に定める電力量単価を乗じて算出した金額。

(3) 燃料費等調整額 関東管内の小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）に基づき燃料費等調整を行う必要があるときは、本条に定める料金の算定期間の使用量に、あらかじめ甲の承諾を得た燃料費等調整単価を乗じて算出した金額。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 本条に定める料金の算定期間の使用電力

量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定められた 1 キロワット時あたりの金額を乗じて算出した金額。ただし算定された金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(請求及び支払)

第 11 条 乙は、使用場所毎に、毎月の検針結果に基づき、その月の契約電力、使用電力量、電気料金を算出し、甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

2 請求については、前項の甲を次の「包括的維持管理業務受託者」に読み替えるものとする。

包括的維持管理業務受託者

住所

氏名

代表者

TEL

FAX

(支払遅延に対する遅延利息)

第 12 条 甲の責めに帰すべき事由により前条の支払期限までに代金を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、代金に対し、年 3.0 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額とする。

(事情変更)

第 13 条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定及び改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約を全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(催告による解除)

第 14 条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行

をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 16 条 前 2 条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に対する電力量料金の 100 分の 10 に相当する額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。なお、消費税及び地方消費税は、1 円未満を切り捨てた額とする。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第 17 条 甲は翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき光熱水費について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第 18 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第 19 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として代金の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第20条 甲及び乙は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、甲及び乙が業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（変更の届出）

第21条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（損害賠償）

第22条 乙は、業務の実施に際して施設等の全部または一部を乙の使用人がその故意又は過失によってき損し、又は滅失したときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって甲に生じた損害を賠償するものとする。

2 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお甲に生じた損害賠償額が上回る場合には、損害賠償の請求をすることができる。

（費用の負担）

第23条 この契約の締結に要する費用及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 24 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(裁判管轄)

第 25 条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 26 条 暴力団排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第 27 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、関東管内の小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8（2026）年 9 月 日

甲 栃木県河内郡上三川町大字多功 1 1 5 9

栃 木 県

栃木県下水道管理事務所長 根岸 章浩

乙

暴力団員等により不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙は、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に報告すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。